

令和 6 年度

業務概要



特別史跡公園 西都原古墳群 (西都市)

西都土木事務所

目 次

I	管内の現況	
1	地勢及び人口等	1
2	管内市町村の動向等	1
3	沿 革	2
II	業務の概要	
1	業務の基本方針	3
2	業務別の施策	4
(1)	道路の整備	4
(2)	河川等の整備	5
(3)	ダムの管理	6
(4)	建設業許可事務	7
(5)	道路・河川等管理業務	7
(6)	西都原公園（特別史跡公園西都原古墳群）の管理運営	8
(7)	用地業務	8
(8)	建築・住宅業務	8
(9)	災害復旧業務	9
3	協働の実施	10
(1)	河川パートナーシップ推進事業	10
(2)	河川アダプト制度	10
(3)	河川愛護ボランティア支援事業・クリーンロードみやざき推進事業	11
4	P R 活動の実践	11

I 管内の現況

1 地勢及び人口等

当管内は、大きく分けて、宮崎平野の北西部に位置する豊かな田園地帯の平野部と九州中央山地に連なる山々に抱かれる山間部に二分されます。九州中央山地の市房山や掃部岳等を源として発する一ツ瀬川や一ツ瀬川水系の三財川等は、急峻な山間部を流下するにしたがって流れも緩やかになり、下流では沖積平野を形成しています。

これらの河川にはダムが造られ、発電用水として利用されるとともに、農業用水としても盛んに利用され管内の農業を支えています。

管内面積 806 km²（県土の約 10%）のうち森林面積の占める割合は、西都市で約 77% となり、西米良村、椎葉村では 95% を超えます。

また、管内の人口は、28,223 人、12,335 世帯となっています。

○管内の面積、人口

（令和 6 年 5 月 1 日現在）

市村・地区名	面積 (km ²)	人口 (人)	世帯数
西都市	438.79	27,154	11,788
西米良村	271.51	893	462
椎葉村大河内	95.67	176	85
計	805.97	28,223	12,335

2 管内市町村の動向等

西都市は、日本最大級の古墳群である「西都原古墳群」があり、一ツ瀬川下流に広がる平野部では野菜、果樹を中心とした施設園芸が盛んです。中でもピーマン、きゅうり、にら、スイートコーン、マンゴーは全国有数の生産地となっています。

また、恵まれた自然環境や歴史遺産、伝統文化などを背景にスポーツ振興を図る「スポーツランドさいと」や地元焼酎工場の展示館等に代表される農産品と観光をリンクさせた展開等多彩な観光の振興並びに「食」を基軸に雇用の創出や地域の活性化を図り、人々に癒やしと活力を与えることができる「食」創生都市づくりにも取り組んでいます。

西米良村は、九州中央山地に囲まれ、総面積の約 96% が山林・原野で占められた農林業を中心とした村で、野菜、ゆずなどの果樹、花きなどや農産加工品の生産が盛んです。当地域においては村民一人ひとりが魅力ある自然や歴史、文化を誇りとして「自分の幸せ」を実感できる地域づくりを推進するため、生涯現役元気村「カリコボーズの休暇村・米良の庄」の整備や「西米良型ワーキングホリデー制度」を実施して都市との交流促進を図っており、大きな効果を上げています。平成 25 年度には「おがわ作小屋村」が「地域づくり表彰」の最高賞である国土交通大臣賞を受賞しました。

椎葉村は我が国の民俗学発祥の地とも言われ、伝承される文化も多く、管内の大河内地区では、高原野菜等の農業や矢立高原キャンプ場の整備など中山間地域としての振興に努めています。

なお、県では住民主体の元気な集落づくりを推進する「いきいき集落」制度を設けていますが、当事務所管内では、西都市の銀鏡・上揚地区、坂江地区、西米良村の村所地区、小川地区、越野尾地区、横野地区、椎葉村大河内地区の川の口地区が認定を受けています。

当事務所はこのような地域振興に取り組む市町村をサポートし、地域の安全、安心な暮らしを確保していくため、管理する道路、河川の維持整備に全力で取り組んでいます。

3 沿 革

明治22年	5月	1日	町村制施行（下穂北村、上穂北村、三納村、都於郡村、三財村、東米良村、西米良村、椎葉村発足）
大正13年	4月	1日	下穂北村が町制施行、8月に妻町と改称
昭和23年	6月	1日	妻土木出張所を新設
30年	4月	1日	妻町、上穂北村合併、西都町発足
		〃	妻土木出張所を西都土木出張所に名称変更
33年	4月	1日	西都町が三納村、都於郡村と合併
33年	8月27日		西都土木出張所を西都土木事務所に名称変更
		〃	西都土木事務所に西米良駐在所を設置
33年	11月	1日	西都町が市政施行
37年	4月	1日	西都市が三財村、東米良村と合併
54年	12月25日		西都土木事務所の所在地を聖陵町1丁目98番地から 現在地の大字三宅9451番地に移転、現在に至る

Ⅱ 業務の概要

1 業務の基本方針

当事務所は、豊かな自然と歴史的文化に育まれた西都市、西米良村及び椎葉村の一部（大河内地区）の1市2村を管轄し、地域の各種計画や諸施策等との連携を図りつつ、県民の視点に立ち明確なコスト意識を持ちながら県土整備部所管事業を積極的に推進します。

当地域は、ほぼ全域が二級河川一ツ瀬川の流域にあたり、地勢的には、農業が盛んな平野部から九州山地の急峻な山間部まで様々な表情を見せています。

さらに、全国最大規模の西都原古墳群や都於郡城跡などが古代から中世の繁栄を偲ばせており、各所でも生活に根ざした文化を伝え、四季を通じて多くの観光客が訪れています。

このような特性を持つ地域の暮らしを支援し、社会基盤の整備という課題解消に取り組んでいきます。

（１）道路整備の推進

当事務所が管理する道路は国道3路線、県道16路線であり、その整備率は53.5%（改良後道路幅員5.5m以上）と極めて低い状況となっており、特に、山間部における整備水準が低く、日常生活はもとより経済活動の発展や都市部との交流促進に対する大きな制約となっています。

このため、道路の整備を積極的に推進します。

（２）河川・砂防施設整備の推進

平成17年の14号台風により、一ツ瀬川水系においては、三財川の堤防が破堤、氾濫する等、水系全体にわたり甚大な被害を受けました。また、令和4年9月の14号台風でも一ツ瀬川流域を中心に大きな浸水被害が発生しました。

このため、河川については、三財川と一ツ瀬川を中心に整備に取り組んでおり、その早期完成に努めます。

さらに、土砂災害については、安全で安心な暮らしのため、砂防施設の整備や土砂災害警戒区域の指定などを推進します。

（３）危機管理体制の充実・強化

自然災害への備えとしては、日頃からの管理施設の点検・保全はもとより、災害発生時の具体的な対応の確立を図ります。また、水防活動の支援としては市町村との連携強化による情報収集とその提供に努めます。

（４）住民ニーズの的確な把握とその対応

管理部門と工事部門との連携をより密にし、地元からの要望・意見、また危険箇所等を的確に把握し、早期に対応するよう努めます。

2 業務別の施策

(1) 道路の整備

当事務所が管理する国道3路線と県道16路線における整備率は、53.5%（改良後道路幅員5.5m以上）と未だ低い状況にあり、道路防災点検における要対策箇所も数多く抱えています。

地域の自立した経済活動の支援や安全で安心な生活環境の確保のためには、管内道路網の更なる機能強化が必要であるため、次の各工区などにおいて積極的に事業を推進していきます。

- ① 一般国道219号においては、越野尾2工区（西米良村）及び越野尾二之渡工区（西米良村）、古仏所工区（西都市）で重点的に道路改築事業を進めます。
- ② 一般国道388号の矢立工区（椎葉村）及び一般県道小川越野尾線の小川工区（西米良村）で道路改築事業の進捗を図ります。
- ③ 主要地方道東郷西都線の平原工区（西都市）及び一般県道杉安高鍋線の串木工区（西都市）では、通学路交通安全プログラムに基づき、道路改築事業の進捗を図ります。
- ④ 一般国道219号の南杉安工区（西都市）及び主要地方道高鍋高岡線の三笠工区（西都市）では、通学路交通安全プログラムに基づき、交通安全事業による歩道整備の着実な事業進捗を図ります。
- ⑤ 一般国道219号ほか2路線では、道路災害防除事業による道路防災点検要対策箇所の計画的な解消を図ります。
- ⑥ 一般国道219号ほか5路線では、道路メンテナンス事業による既存施設（橋梁及びトンネル）の長寿命化対策を進めます。

また、日頃からの適切な維持、管理の徹底はもちろん、異常気象による災害などを原因とする通行止めが発生した場合でもできる限り早期の交通確保に努めます。

一般国道219号越野尾二之渡工区(西米良村越野尾)



一般国道219号 南杉安工区（西都市穂北）



一般国道388号矢立工区(椎葉村矢立)



一般国道219号山之戸工区(西米良村越野尾)



(2) 河川等の整備

管内の一ツ瀬川の流域は、支川の三財川筋で小支川の合流や蛇行が著しく、かつては氾濫原であった低地もあり、ひとたび異常気象による大雨が発生すると、その被害が広範囲に及びます。

このため、河川災害や土砂災害を未然に防止する河川砂防施設の整備やソフト対策を次のとおり推進します。

- ① 一ツ瀬川では一ツ瀬橋から杉安橋間の河川改修工事を推進します。
- ② 三財川では一ツ瀬川合流点から荒武橋間の河川改修工事を推進します。
- ③ 一ツ瀬川外12河川の河川内の樹木伐採や土砂除去の工事を推進します。
- ④ 地すべり対策として、大藪地区（椎葉村大河内）の地すべり対策事業の進捗を図ります。
- ⑤ 急傾斜地崩壊対策として、八重地区（西米良村）・野々首地区（椎葉村）・平原地区（西都市）の急傾斜地崩壊対策事業の進捗を図ります。
- ⑥ ソフト対策として、土石流やがけくずれ、地すべりの危険がある区域の土砂災害特別警戒区域に指定する手続きを進めます。

また、異常気象対策として、日頃から河川及び管理施設の点検・保全を行うとともに、市町村の水防活動を支援するための情報収集・提供に努め、西都市域で洪水被害が予想される場合は、西都市からの要請に基づき、当事務所で管理している立花ダム等の放流警報施設を活用して住民に避難情報等を提供します。

三財川 河道掘削工事

【着工前】



【完成】



椎葉村（大藪地区）地すべり対策工事



椎葉村（野々首地区）急傾斜対策工事



(3) ダムの管理

当事務所では多目的ダムである立花ダムと治水ダムである長谷ダムを管理しており、下流域の西都市の治水安全度向上の役割を担っています。

①立花ダム

立花ダムは、ダム下流の水害軽減(治水)と発電(利水)、既得用水の補給(不特定)を行う多目的ダムとして、二級河川一ツ瀬川水系三財川(西都市三財大字寒川)に昭和38年に完成しました。

ダムメンテナンス事業により設備・機器の改良に取り組んでいます。



②長谷ダム

長谷ダムは、ダム下流の水害軽減(治水)と既得用水の補給(不特定)を行う治水ダムとして、二級河川一ツ瀬川水系三納川に昭和56年に完成しました。

ダムメンテナンス事業により設備・機器の更新に取り組んでいます。



ダム諸元

区 分		立 花 ダ ム	長 谷 ダ ム
目 的		洪水調節(F)、発電(P)、 流水機能の維持(N)	洪水調節(F)、 流水機能の維持(N)
対 象 河 川		三 財 川	三 納 川
ダム諸元	形 式	重力式コンクリートダム	
	堤 高	71.3m	65.0m
	堤 頂 長	193.5m	143.0m
	堤 体 積	16万6千m ³	12万8千m ³
	集水面積	70.5km ² (直接41.1km ² , 間接29.4km ²)	11.8km ²
総 貯 水 容 量		10,000千m ³	2,250千m ³
洪 水 調 節 量		計画高水量520m ³ /s を340m ³ /sに調節	計画高水量260m ³ /sを 190m ³ /sに調節
発 電 能 力		13,400kw	—

(4) 建設業許可事務

建設業を営む場合は、軽微な建設工事のみしか請け負わない事業者を除き、建設業法により建設業の許可を受ける必要があります。

当事務所では、建設業の許可事務に伴う各種申請の受付け（許可事務は管理課建設業担当）を行います。

建設業許可等受付業務実績

区 分	令和 5 年度件数	(前年度)
建設業許可申請（新規・更新）	1 5	(2 9)
各種変更届	1 5	(2 9)
決算変更届	1 4 3	(1 3 8)
経営事項審査申請	8 8	(8 9)

(5) 道路・河川等管理業務

道路法・河川法・砂防法・都市計画法・屋外広告物条例等関係法令により対象となる道路、河川その他の施設の管理、許認可事務及び道路・河川愛護ボランティア団体への助成・助言等を行っています。また、道路施設においては、管理瑕疵事故が発生しないよう道路パトロールを行うとともに、河川区域内における不法行為に対する行政指導を行っています。

道路・河川等管理業務実績

許可の種類	令和 5 年度件数	(前年度)
道路占用許可	2 7 8	(2 7 6)
河川占用許可	7 4	(1 0 1)
屋外広告物許可	8 3	(9 6)

仮設道設置工事（主要地方道西都南郷線）



出水期前の水門点検（追手川樋門）



(6) 西都原公園（特別史跡公園西都原古墳群）の管理運営

西都原公園は、西都市街地の西方を南北にのびる標高60メートルの洪積層の台地上に広がる計画面積68.5ヘクタールの歴史公園で、東西2キロメートル、南北4キロメートルの地域に点在する300余基の日本最大と言われる古墳群を有しており昭和27年に国特別史跡に指定されています。

公園の維持管理については平成18年度から指定管理者制度を導入しており、現在（令和6年4月1日）、一般財団法人みやざき公園協会に委託しています。

都市公園の西都原公園の概況

種 別	名 称 (所 在 地)	計画決定 年 月 日	面積(ha)		備 考
			決定	供用	
特 殊 公 園	特別史跡公園西都原古墳群 (西都市大字三宅西都原)	昭41.12.24	68.5	54.3	県管理
				7.8	西都市管理
				合計	62.1

(7) 用地業務

用地業務については、損失補償基準に基づく適正かつ公正な用地取得に努めており、道路事業である国道219号及び県道杉安高鍋線の道路改良事業等の用地取得、河川事業である一ツ瀬川、三財川の改修事業等の用地取得に取り組んでいます。

また、用地取得は任意取得を基本としていますが、任意取得ができない場合は、土地収用法に基づく収用を行う場合もあります。

用地業務実績（令和5年度土地等取得実績）

	取得筆数（前年度）	補償件数（前年度）
道 路	77（30）	44（39）
河 川	25（63）	53（50）
砂防・急傾斜	1（1）	7（1）
計	103（94）	104（90）

(8) 建築・住宅業務

建築・住宅業務については、住民の生命、健康及び財産の保護を図り良好な市街地を形成するために、建築基準法に基づく建築物の確認、検査及び道路の位置指定等を行っています。

特に、近年は建築物の安全性を一層確保するための工事監理・検査の徹底指導に努めるとともに、人にやさしい福祉のまちづくりを目指し、バリアフリーの施設づくりの指導を行っています。また、管内では2団地138戸の県営住宅を管理しており、地域住民の生活安定に寄与しています。

(9) 災害復旧業務

令和4年9月大型で非常に強い台風第14号は、宮崎県内を暴風域に巻き込みながら、本県の西側に沿って北上しました。

管内では、山間部を中心に道路決壊や護岸崩壊等が多発するとともに、一ツ瀬川流域では農業施設や家屋の浸水被害も発生し、地域産業や住民生活に影響が生じました。

現在、関係者と連携しながら早期復旧及び今後の対策検討を進めています。

＜住家被害＞ 令和4年10月19日現在 宮崎県HPより

西都市 床上浸水68棟 床下浸水121棟

西米良村 床上浸水 6棟 床下浸水 3棟

＜公共土木施設災害＞ 西都土木事務所管内

河川 9箇所 946百万円

道路 45箇所 2,164百万円

国道265号（椎葉村大字大河内）



銀鏡川（西都市大字上揚）



3 協働の実施

宮崎県では、「県民自身が県政に積極的に参加していただく」という考え方のもと、県民とともに地域の課題等に取り組む施策・事業を積極的に推進しており、当事務所においても県民との協働による以下の事業を推進しています。

(1) 河川パートナーシップ推進事業

地域住民が自分たちの住む町に流れる川を積極的に守り育てていくために、地域団体等が県とパートナーシップを組んで、県が管理する河川の草刈りを行うことに対して助成しています。令和5年度は104団体に助成しました。

河川パートナーシップ推進事業（コスモス）



同（本部七厘本舗有志の会）



(2) 河川アダプト制度

河川アダプト制度は、宮崎県が管理する河川のボランティア活動（アダプト活動）を支援し、官民協働による河川管理の推進と良好な河川環境の維持向上を図るための制度です。西都土木事務所管内では、株式会社キングが平成31年度から三財川で活動されています。

三財川（株式会社キング）



同



(3) 河川愛護ボランティア支援事業・クリーンロードみやざき推進事業

地域ボランティア活動の活性化や地域環境の保全向上のために、県が管理する道路や河川等における地域住民による清掃、草刈り、花木の植栽などのボランティア活動に対して、用具の提供等を行います。

令和5年度は、4団体が河川愛護ボランティアとして、2団体が道路愛護ボランティアとして活動しました。

4 PR活動の実践

土木技術や建設業に対する県民の理解と認識を深めることを目的とした「土木の日」（11月18日）に、西都市や西米良村、関係団体とともにイベントを実施している他、出前講座などのPR活動を行っています。

「土木の日」
（妻北小「ふれあい体験」）
開催日 令和5年11月24日



「出前講座」
（三財中学校 西都地区建設業協会青年部との共催）
開催日 令和5年10月27日



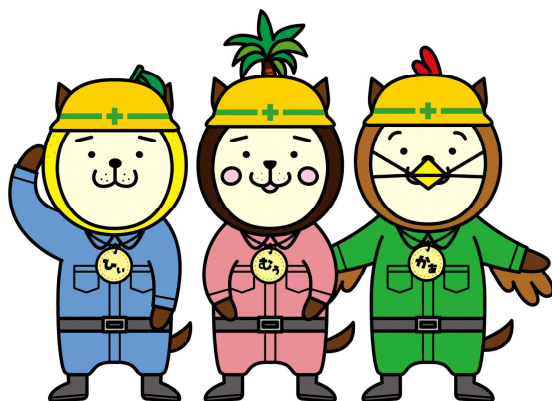
また、土砂災害に関する知識の普及啓発や防災意識の向上を図るため、小中学生・地域住民などを対象とした土砂災害防止教室・講座等を開催しています。

「土砂災害防止教室」（銀鏡学園）
開催日 令和5年6月7日



「土砂災害防止教室」（都於郡小学校）
開催日 令和5年6月14日





西都土木事務所

〒881-0005 西都市大字三宅字下鶴 9 4 5 1
TEL 0983-43-2221 FAX 0983-42-1040
E-mail saito-doboku@pref.miyazaki.lg.jp

西米良駐在所

〒881-1411 西米良村大字村所 1 0 5 - 9
TEL 0983-36-1120 FAX 0983-36-1378
E-mail saito-doboku-nishimera@pref.miyazaki.lg.jp